



やまなし産保メールマガジン第158号

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>

令和4年1月31日

発行：山梨産業保健総合支援センター

◇◇+ +◇◇
メールマガジンを受信していただきありがとうございます。

☆メールマガジンの登録（無料）は、下記によりお申込みください！

※ <https://www.yamanashis.johas.go.jp/mailmagazine>

目次

- 【1】研修会・セミナー
 - 【2】産業保健トピックス
 - 【3】アラカルト
 - 【4】産業保健相談員の窓
 - 【5】産業保健専門職（保健師）よもやま話
 - 【6】センターからのご案内
 - 【7】編集後記
-

【1】研修会・セミナー

令和4年2月度集合研修・セミナー中止のお知らせ

平素より、当センターの利用につきまして、ご理解ご協力を頂き感謝申し上げます。

当センターでは、研修・セミナーの開催につきましては、新型コロナウイルス感染状況等を注視しながら、受講者の健康と安全確保のための対策・準備を進めて実施しているところですが、この度2月の産業保健研修・セミナーにおいては、本県の感染状況により集合研修の開催は難しいと判断いたしました。すでにお申し込みの方々については、ご迷惑をおかけいたしますが、ご理解を賜ります様お願いいたします。

産業医の皆様へ

集合研修は、日医認定産業医研修＜生涯研修＞の単位が取得できます。オンライン研修は単位の取得はできません。

2月・3月の研修

★WEB研修★

〔11〕産業保健関係者の事例検討

題目 「両立支援コーディネーター事例検討会」

日時 令和4年2月8日（火） 14時～16時

講師 一石 高司（関東労災病院 治療就労両立支援センター MSW）

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/5342>

★集合研修★

〔1〕産業医学（一般健康管理）

題目 「健康診断事後措置の重要性と健康づくり」

日時 令和4年3月3日（木） 14時～16時

講師 齋藤 順一（産業保健相談員/産業医）

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/5373>

〔4〕メンタルヘルス

題目 「産業医を対象としたメンタルヘルスへのかかわり方について」
～ストレスチェック制度のあらましと長時間労働者、高ストレス者に対する面接指導～

日時 令和4年3月10日（木） 14時～16時

講師 平田 卓志（産業保健相談員/精神科医）

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/5375>

〔11〕産業保健関係者の事例検討

題目 「職場のメンタルヘルス相談員研修（事例検討）」

＜Ⅲ期シリーズ：4回＞Ⅲ期－4回目

日時 令和4年3月9日（水） 14時～16時30分

講師 菅 弘康（産業保健相談員/臨床心理士）

詳細・申込 <https://www.yamanashis.johas.go.jp/seminar/5374>

【2】産業保健トピックス

●令和3年度「治療と仕事の両立支援オンライン地域セミナー」の開催について（山梨労働局）

[https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-](https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/news_topics/roudou/newpage_031223_00001.html)

[roudoukyoku/news_topics/roudou/newpage_031223_00001.html](https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/news_topics/roudou/newpage_031223_00001.html)

●「令和3年度職場のメンタルヘルスシンポジウム」開催のご案内（厚生労働省）

令和3年度「職場復帰支援の実践 企業や精神科医の取組事例から」

https://kokoro.mhlw.go.jp/mental_sympo/2021/

- 「粉じんばく露防止対策 2021 年度オンライン講習のご案内(令和 4 年 1 月 25 日～令和 4 年 2 月 28 日) (山梨労働局)

<https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/content/contents/001068209.pdf>

- 5 年後を目途に、化学物質規制体系を見直します！(自律的な管理を基軸とする規制へ移行) (山梨労働局)

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/anzen_eisei/hourei_seido/kagakubussitu_kiseitaik_ei_00001.html

- 「働き方・休み方改革シンポジウム」(厚生労働省)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/#hatarakikataYasumikata>

- 「勤務時間インターバル制度導入促進シンポジウム」(厚生労働省)

<https://work-holiday.mhlw.go.jp/seminar/#interval>

- 『こころの耳』新型コロナウイルス感染症対策 ～こころのケア～ (厚生労働省) (再掲)

https://kokoro.mhlw.go.jp/etc/coronavirus_info/

- 地域ごとの感染状況等の公表について (厚生労働省) (更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/newpage_00016.html

- 新型コロナワクチンの副反応疑い報告について (厚生労働省) (更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/vaccine_hukuhannou-utagai-houkoku.html

- ◆ 新型コロナウイルス感染症について (厚生労働省) (更新)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

- ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する重要なお知らせ (山梨労働局) (更新)

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/home/sintyaku_itiran_coronavirus.html

- ◇ 新型コロナウイルス感染症に関する総合情報 (山梨県) (更新)

https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus.html

- 新型コロナウイルス感染症に関する Q & A (厚生労働省) (更新)

⇒ 一般の方向け Q & A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00001.html

⇒ 医療機関・検査機関向け Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00004.html

⇒企業（労務）方向け Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00007.html

⇒労働者の方向け Q&A

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/dengue_fever_qa_00018.html

◆山梨労働局管内における労働災害の発生状況（山梨労働局）

○労働災害発生状況（死傷災害比較表）「令和3年・令和2年1～12月」（更新）

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei/toukei/5-1.html

○死亡災害発生状況（更新）

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/jirei_toukei/saigaitoukei_jirei/5-2.html

【3】アラカルト

★「改正育児・介護休業法等オンライン説明会」を開催します！（山梨労働局）

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/kaiseiikukai_online.html

★改正育児・介護休業法の改正（令和4年4月1日・令和4年10月1日施行対応規定例）について（山梨労働局）

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/kaiseiikukai_kiteirei.html

★「山梨県循環器病対策推進計画」の策定について（山梨県）

<https://www.pref.yamanashi.jp/kenko-zsn/junkankibyoutaisaku.html>

★「山梨働き方改革推進支援センター」をご利用ください（山梨労働局）（再掲）

山梨労働局では、政府が推進する働き方改革に取り組む中小・小規模事業者を支援するため「山梨働き方改革推進支援センター」を設置しています

https://jsite.mhlw.go.jp/yamanashi-roudoukyoku/hatarakikata_center.html

【4】産業保健相談員の窓

このコーナーでは、作業環境測定士、労働衛生コンサルタント及び有害物関連の技能講習講師として、これまでいただいた様々なご質問の中から、労働衛生工学に関するもので皆様の参考になるのではと思われる事柄をQ & A形式で掲載していきたいと考えております。

<ケース38> 業務により規制が変わります！

～～～エチルベンゼン洗浄業務～～～

Q：エチルベンゼン洗浄業務の場合、どのような規制を受けますか？

A：エチルベンゼン洗浄業務は、特化則には該当しませんが、安衛法28条第3項の規定に基づいて“化学物質による健康障害防止指針（通称「がん原性指針」）”に該当します。したがって、指針を参照して対策を講じて下さい。

特化則は、濃度が概ね1%超、業務としては一般に、製造又は取扱い業務を対象にしている特別則です。エチルベンゼンは、発がん性が認められたため特化則の対象になりましたが、「塗装」業務のみが指定されました。したがって、エチルベンゼン「洗浄」業務は、特化則には該当しないこととなります。

一方、「がん原生指針」は、その周辺業務等を対象にしています。

職場で働く労働者が有害な化学物質にさらされることによる職業性疾病の発生を防止することを目的として、労働安全衛生法では、既存化学物質の有害性の調査を国自らも行うこととしています（第57条の5）。

厚生労働省はこの規定に基づいて、既存化学物質の中から、製造量、用途、これまでに得られている有害性の知見等を勘案して調査すべき物質を選び、染色体異常試験のほか、実験動物による“がん原性（がんを誘発する性質）試験”を実施しています。

「がん原生指針」は数年ごとに改正されますが、エチルベンゼン洗浄業務（指針では、「カドミウム等特化則適用除外業務」といいます。）は、重量1%超の濃度の場合に「がん原生指針」の対象になっています。

指針対象になりますと、労働者のエチルベンゼンへのばく露の低減を図るため、一定の措置を講ずる必要があります。すなわち、エチルベンゼン等の取扱量等を勘案して、必要に応じ、危険性又は有害性等の調査等を実施し、その結果に基づいて特化則に準ずるような作業環境管理（局所排気装置等の設置）及び作業管理（保護具等の着用）を実施することです。

☆ なお、エチルベンゼンに係るガソリンスタンド等取扱業務の場合は、がん原生指針の対象になりません。主たる規制として危険物に関する消防法（消防署）に準拠する

からです。

「産業保健相談員（労働衛生工学）」

山梨厚生病院 予防医学センター

調査役 望月 明彦

【5】産業保健専門職（保健師）よもやま話

元号が令和に変わったのは、つい最近のように感じますが、あっという間に4年目です。中国の武漢市で新型コロナウイルスが確認された令和元年12月、学生の頃からの友人2人と、二十数年ぶりに出雲に旅行にでかけました。もちろん、感染症拡大により、このように社会生活が変化するとは想像もせずに。

感染症の状況が悪化すると、今となっては「with コロナ」生活に慣れ、極端に生活が変化するわけではないのに、緊張感が高まるせいかストレスを感じます。そんな時、自分の時間を作ることができる年齢になったことを実感しながら「〇〇歳記念」旅行を友人と楽しんだことを思い出すと、少し気持ちが上向きになるのは、「感情が動いた事」を思い出して気持ちを再現し、セルフケアしているということでしょうか。皆さんは「コロナ禍」で、どのようなセルフケアをしていますか？

山梨県では、オミクロン株の感染者が急増し、令和4年2月13日までの間、臨時特別協力要請がされました。今回、第6波の感染者急増は、潜伏期間が短く感染力が強いオミクロン株の急拡大によるもので、オミクロン株の特徴を理解した上での対策が必要になっています。県からLINEで毎日提供される感染者数の情報が、日に日に遅い時間になっていたことから、感染の急拡大に検査数の増加していることが想像されました。

感染者周囲の濃厚接触者の把握や健康観察などを行う、保健所の積極的疫学調査が、感染拡大に追い付かない状況も予想され、事業所が独自に感染の可能性を考慮した対応をすることが大切です。体調不良者への対応はもちろんですが、感染の可能性のある対象者を広げて、オミクロン株の潜伏期間を考慮した感染予防対策の強化や、可能な限り人との直接接触を避けるための行動の見直しなどです。オミクロン株が感染者の70%を超えるとオミクロン株感染拡大地域として、濃厚接触者の待機期間が10日間に短縮され、エッセンシャルワーカー（社会機能維持者）については所定の検査が陰性である等の条件つきで6日間に短縮すると発表がありました。エッセンシャルワーカーの定義について、対象職種の判断は各自治体が行うため、濃厚接触者の指定をされた際には、各自保健所の指示に従いながら確認していただく必要があります。1月20日からはホームケアが始まり、入院や宿泊施設では予想しなかった、在宅の無症状病原体保有者の感染症法による就業制限の解釈について、「他者に感染を拡大させる可能性のない業務」、テレワークの可否など、新たな課題についての相談が寄せられています。感染症法については、自治体の判断によることで、状況により対応が変化しますので、感染した際には、感染者を通して「保健所に確認する事」を明確にしておくとういと思います。

「産業保健専門職」

【6】センターからのご案内

★図書・研修用機器★

○貸出について

当センターでは、産業保健をはじめとした図書・研修用機器等について無料で貸出を行っています。

初めてご利用になる方は利用者登録が必要になりますので、名刺等身分の確認できるものをご持参の上、当センターで手続きをお願いします。

詳細は、下記のアドレスから確認してください。

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/rent/1200>

★ご相談・ご質問の受付★

当センターでは、産業医や事業所の労務管理者等の方が産業保健活動を実践する上で様々な問題に関するご相談・ご質問を窓口（予約面談）・電話・Eメール等で受付・対応しています。各専門分野の産業保健相談員を中心に、解決方法等を助言させていただきます。ご利用は無料となっておりますので、お気軽にご連絡ください。

相談員と相談日はこちら

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/consultation/1171>

☆★寄せられた相談・質問から+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇+◇

【相談】 高齢者雇用の増加に伴い、転倒等の労災事故を未然に防ぐためにも定期的な体力チェックなどができないだろうか？その他、事故防止に向けた取り組みの仕方などを知りたい。相談のあった事業所では、主に屋外での警備・交通整理等の担う作業員として、近年、人材不足も深刻化する中、高齢者の雇用が増加している。それに関連して作業中の転倒事故も頻度が増えており、高齢雇用者の体力チェックなど日常的な管理により事故防止をはかりたいとのことであった。

【回答】 一般的に高齢雇用者では、老化に伴い瞬発力、持久力などの体力低下に加え平衡感覚、認知機能、判断力も低下し、危険回避能力が若年者と比べて低下している。このことを前提に職場での安全衛生対策に多角的に取り組むべきである。定期的な体力チェック（エイジフレンドリーガイドラインに例示がある）により、安全に業務ができない状態にある者への業務負担軽減、配置転換などの配慮も必要となってくる。また定期的なチェックは体力の自己管理への意識を高める意味でも有用である。しかしながら、大きく低下した体力の維持・回復に努めることは高齢になると難しいことなどを考慮すると、労働安

全衛生教育の徹底など、研修会等を通じた事故予防の啓発など、教育的な介入が重要となる。今回、相談のあった事業場だけでなく、業種の違いや作業形態、勤務状況などの特性に応じた対策が求められる。以下にいくつかのポイントをあげる。

雇入れ時の面接を通じての体力確認などを行う。負荷の大きい体力テストは、高齢者にとってそれ自体が危険を伴うものであることも踏まえて、雇入れ時の健診、面談等を通じて、日常の生活活動レベルなどを把握して判断する。筋力低下（サルコペニア）は握力検査でも把握できるので比較安全な方法である。またエイジフレンドリーガイドラインに示された体力チェック項目などの活用もできる。相談事例のように転倒事故等の労災事故防止を想定したものである場合、過去の事故事例や、作業場の臨場点検などによって、転倒リスクに結び付きやすい作業項目、作業場所を洗い出し、これらの情報を事故防止のポイントとして伝達講習するなど、定期的な事故防止にむけた啓発教育をおこなう。また、今回の相談事例の場合、社外業務のため出社を経ずに現地集合、現地解散という形態での雇用となっており、作業開始前の現場監督者からの安全チェックの確認を徹底するなどが重要であり、社内作業でも同様である。また作業者の、前日の飲酒、睡眠不足、服薬（降圧薬、睡眠薬等）などがふらつきや注意散漫などの事故に結び付くリスクを増大させる可能性があることから、日常的な生活習慣についても労働安全衛生教育を通じた啓発が重要となる。

少子高齢化の進展や改正高年齢者雇用安定法（2021年4月1日施行）の施行により、雇用する労働者について、現行法で定められている65歳までの雇用確保義務に加え、70歳までの就業確保措置をとることが努力義務として追加され、働く高齢者は今後も多くの業種で増加することが想定される。労災事故の約1/4は60歳以上の高齢者が占めており、また重症化率も高い。高齢者が安心して働ける労働環境を実現してゆくことが求められており、エイジフレンドリーガイドラインなどを参考に、職場環境の改善、高齢雇用者の健康・体力チェック、安全衛生教育に取り組んでゆくことが大切と考えられます。

エイジフレンドリーガイドライン <https://www.mhlw.go.jp/content/000691521.pdf>

「産業保健相談員（保健指導）」

山梨県立大学大学院

特任教授 小田切 陽一

【7】編集後記

国内の新型コロナウイルス感染者が急増し、「まん延防止等重点措置」の適用が1月9日に3県、21日に13都県、さらに27日に18道府県が追加され、対象が34都道府県に広がりました。今後は更に「まん延防止等重点措置」の適用となる地域が増えることが予想されます。山梨県内においても深刻な感染状況が続いており、基本的な感染防止対策の徹底が求められます。

さて、2022年がスタートし早くも1か月が経とうとしています。

山梨産業保健総合支援センター職員一同、感染防止対策に取り組みながら、産業保健サービスの提供、情報発信など皆様のお役に立てるよう取り組んでまいりますので、本年もどうぞよろしくお願い申し上げます。(小林)

メールマガジンに関するご意見・ご要望のある方、配信の解除をご希望の方は、ホームページ「お問い合わせフォーム」をご利用ください。

<https://www.yamanashis.johas.go.jp/inquiry>

【発行】 独立行政法人 労働者健康安全機構

山梨産業保健総合支援センター

【住所】 〒400-0047 山梨県甲府市徳行5-13-5 山梨県医師会館2階

【TEL】 055(220)7020 【FAX】 055(220)7021

【E-mail】 info@yamanashis.johas.go.jp

【URL】 <https://www.yamanashis.johas.go.jp>
